

## 資料Ⅰ（各サービス共通）

8. 令和7年3月31日に経過措置期間が  
終了した事項等について

## 令和7年3月31日に経過措置期間が終了した事項等について

令和7年3月31日に経過措置期間が終了した、令和6年度介護報酬改定における改定事項等について、次に記載する2点は、**令和7年3月31日**で経過措置期間が終了しています。

つきましては、今一度ご確認いただき、体制の整備等に遺漏なきようお願いいたします。

### 1. 令和7年3月31日に経過措置期間が終了している改定事項

- (1) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- (2) 身体的拘束等の適正化の推進

### 2. 各改定事項の概要

(1) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（業務継続計画とはいわゆる「BCP」のこと。）

- ・対象事業所 特定（介護予防）福祉用具販売及び（介護予防）居宅療養管理指導を除く、全サービス事業所・施設
- ・内容 以下の基準に適合していない場合「**業務継続計画未実施減算**」を適用する。
  - (ア) 感染症の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を作成する。
  - (イ) 非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を作成する。

(2) 身体的拘束等の適正化の推進

- ・対象事業所 短期入所系サービス及び多機能系サービス事業所
- ・内容 以下の基準に適合していない場合、「**身体拘束廃止未実施減算**」を適用する。
  - (ア) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に限り、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす必要あり）の記録を作成する。
  - (イ) 身体的拘束等の適正化を図るための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）を講ずる。

### ※こちらにも注意

**減算を適用される事項**としまして、**高齢者虐待防止措置未実施**によるものもあります。

- ・対象事業所 特定（介護予防）福祉用具販売及び（介護予防）居宅療養管理指導を除く、全サービス事業所・施設（※福祉用具貸与は 令和9年3月31日までの間、減算は適用されません。）
- ・内容 以下の基準に適合していない場合、令和6年4月1日から、「**高齢者虐待防止措置未実施減算**」が適用されています。
  - (ア) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催すること。
  - (イ) 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (ウ) 指針に基づいた研修をサービス種別に応じ、年1回又は年2回以上実施すること。
  - (エ) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。